



# 鳥取県公報

平成15年10月28日(火)  
第7531号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>告 示</b>	生活保護法による医療機関の指定 (648) (福祉保健課) ..... 1
	生活保護法による診療所の休止の届出 (649) ( " ) ..... 1
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (650) ( " ) ..... 2
	土地改良区の役員の退任 (2件) (651・652) (耕地課) ..... 2
	土地改良法による換地処分 (653) ( " ) ..... 3
	土地改良事業計画の変更協議の適否の決定 (2件) (654・655) ( " ) ..... 3
	建設業法による建設業者に対する営業停止命令 (656) (管理課) ..... 4
<b>選管告示</b>	個人演説会等を開催することができる施設の指定 (64) ..... 6
<b>調達公告</b>	公募型指名競争入札の実施 (管財課) ..... 7
	一般競争入札の実施 (行政経営推進課) ..... 9
	公募型プロポーザル方式による受注者の選定 ( " ) ..... 11
	公募型指名競争入札の実施 (管理課) ..... 13
	一般競争入札の実施 (空港港湾課) ..... 15

## 告 示

### 鳥取県告示第648号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
山本泌尿器クリニック	米子市車尾305 - 5	平成15年9月1日
医療法人社団荒川耳鼻咽喉科	米子市東福原六丁目1 - 24	"
武信眼科	東伯郡大栄町大字由良宿1624 - 1	"
キシノ歯科医院	鳥取市吉成779 - 40	"

### 鳥取県告示第649号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	休止年月日
医療法人社団荒川耳鼻咽喉科	米子市東福原六丁目12 - 43	平成15年 8 月31日

#### 鳥取県告示第650号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
田中医院	米子市錦町一丁目76	平成15年 7 月31日
山本泌尿器クリニック	米子市車尾305 - 5	平成15年 8 月31日
武信眼科	東伯郡大栄町大字由良宿1624 - 1	〃

#### 鳥取県告示第651号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 湯 原 昭 宣 東伯郡赤碕町大字八幡986

平成15年10月14日退任

#### 鳥取県告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事 原 明 和 實 日野郡日南町萩原453

平成15年 9 月25日退任

**鳥取県告示第653号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る下蚊屋地区2工区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成15年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県告示第654号**

鳥取市が行う土地改良事業（中山間地域総合整備事業明治地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成15年10月28日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

## 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第655号**

鳥取市が行う土地改良事業（中山間地域総合整備事業明治地区農業用排水）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

## 2 縦覧に供する期間

平成15年10月28日から20日間

## 3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

## 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

**鳥取県告示第656号**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の決定に基づき、建設業者に対し営業停止命令を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり告示する。

平成15年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 処分をした年月日

平成15年10月22日

## 2 被処分者の商号、代表者の氏名及び主たる営業所の所在地並びに建設業の許可番号

## (1) 田澤建設株式会社 代表取締役 田嶋正夫

鳥取市千代水二丁目100

鳥取県知事（般 - 13）第175号及び鳥取県知事（特 - 13）第175号

## (2) 新興建設株式会社 代表取締役 池成吉美

鳥取市千代水一丁目1 - 1

鳥取県知事（般 - 13）第166号及び鳥取県知事（特 - 13）第166号

## (3) 株式会社大谷組 代表取締役 大谷廣秋

鳥取市八坂21 - 1

鳥取県知事（般 - 13）第1880号及び鳥取県知事（特 - 13）第1880号

## (4) 株式会社田中組 代表取締役 田中利己

岩美郡岩美町大字白地24 - 3

鳥取県知事（般 - 13）第2197号、鳥取県知事（般 - 14）第2197号及び鳥取県知事（特 - 13）第2197号

## (5) 西田工業株式会社 代表取締役 西田義雄

鳥取市宮長125 - 13

鳥取県知事（般 - 12）第1365号及び鳥取県知事（特 - 12）第1365号

## (6) 昭和合同建設有限会社 代表取締役 西村 稔

鳥取市南安長一丁目1 - 14

鳥取県知事（特 - 13）第364号

## (7) イワタ建設株式会社 代表取締役 岩田義美

米子市蚊屋241

鳥取県知事（般 - 15）第1755号及び鳥取県知事（特 - 15）第1755号

## 3 処分の内容

## (1) 田澤建設株式会社 代表取締役 田嶋正夫

平成15年10月24日から同年11月7日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る営業（発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事、造園工事及び水道施設工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、ほ装工事、造園工事及び水道施設工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。（3）及び（4）において同じ。）のうち公共工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人（地方公共団体を除く。）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。以下同じ。）に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179条）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体が交付する給

付金でこれらに類するものをいう。以下同じ。)の交付を受けて行うものに係るものとする。

(2) 新興建設株式会社 代表取締役 池成吉美

平成15年10月24日から同年11月7日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び鋼構造物工事業に係る営業(発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、タイル、れんが、ブロック工事及び鋼構造物工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事・タイル・れんが、ブロック工事及び鋼構造物工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。)のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けて行うものに係るものとする。

(3) 株式会社大谷組 代表取締役 大谷廣秋

平成15年10月24日から同年11月7日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る営業のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けて行うものに係るものとする。

(4) 株式会社田中組 代表取締役 田中利己

平成15年10月24日から同年11月7日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る営業のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けて行うものに係るものとする。

(5) 西田工業株式会社 代表取締役 西田義雄

平成15年10月24日から同年11月7日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る営業(発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、鋼構造物工事、ほ装工事、造園工事及び水道施設工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事、鋼構造物工事、ほ装工事、造園工事及び水道施設工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。)のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けて行うものに係るものとする。

(6) 昭和合同建設有限会社 代表取締役 西村 稔

平成15年10月24日から同年11月7日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業及びほ装工事業に係る営業(発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事及びほ装工事を請け負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、管工事及びほ装工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。)のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けて行うものに係るものとする。

(7) イワタ建設株式会社 代表取締役 岩田義美

平成15年10月24日から同年11月7日までの15日間の営業の停止。当該営業の範囲は、鳥取県内において行う土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業及び建具工事業に係る営業(発注者から直接土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、板金工事、ガラス工事、

塗装工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、造園工事及び建具工事を請負う営業並びに発注者から直接建設工事を請け負う建設業を営む者が土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、造園工事及び建具工事として請け負った建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。)のうち公共工事に係るもの又は公共工事以外の工事のうち国若しくは地方公共団体の補助金等の交付を受けて行うものに係るものとする。

#### 4 処分の原因となった事実

(1) 田澤建設株式会社 代表取締役 田嶋正夫

同社は、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の未成工事支出金等について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

(2) 新興建設株式会社 代表取締役 池成吉美

同社は、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の長期借入金等について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

(3) 株式会社大谷組 代表取締役 大谷廣秋

同社は、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の未成工事支出金等について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

(4) 株式会社田中組 代表取締役 田中利己

同社は、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の未成工事支出金について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

(5) 西田工業株式会社 代表取締役 西田義雄

同社は、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の立替金等について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

(6) 昭和合同建設有限会社 代表取締役 西村 稔

同社は、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の工事未払金について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

(7) イワタ建設株式会社 代表取締役 岩田義美

同社は、建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査に係る申請書類に、同社の完成工事原価について虚偽の記載を行い、これに基づいて得た経営事項審査結果によって不正に本県の入札参加資格を取得した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第64号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定により次のとおり同条第1項第3号の個人演説会等を開催することができる施設の指定をした旨の報告があったので、同条第4項の規定

により告示する。

平成15年10月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

施設の名称	所在地
鳥取市湖山体育館	鳥取市湖山町北六丁目330 - 25
鳥取市山の手体育館	鳥取市吉方町一丁目201
鳥取市豊実体育館	鳥取市野坂927
鳥取市松保体育館	鳥取市里仁560 - 1
鳥取市岩倉体育館	鳥取市立川町六丁目164
鳥取市倉田体育館	鳥取市八坂49 - 1
鳥取市稲葉山体育館	鳥取市卯垣五丁目57
鳥取市千代水体育館	鳥取市秋里422
鳥取市城北体育館	鳥取市丸山町310 - 1
鳥取市東郷体育館	鳥取市北村32 - 1
鳥取市大正体育館	鳥取市古海708 - 1
鳥取市末恒体育館	鳥取市伏野1986 - 9
鳥取市浜坂体育館	鳥取市浜坂二丁目 9 - 10
鳥取市美保南体育館	鳥取市叶286 - 12
鳥取市富桑体育館	鳥取市西品治283 - 1
鳥取市湖山西体育館	鳥取市湖山町西一丁目512
鳥取市湖南体育館	鳥取市金沢16 - 2
海洋の家体育館	鳥取市賀露町南五丁目1718 - 3
久松会館体育館	鳥取市東町三丁目371 - 2
鳥取市津ノ井体育館	鳥取市桂木307 - 11
鳥取市米里体育館	鳥取市古郡家81 - 4
鳥取市若葉台体育館	鳥取市若葉台南二丁目16 - 1
鳥取市大和体育館	鳥取市倭文121 - 2

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する

平成15年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 工事の概要

- (1) 工 事 名 旧衛生研究所解体工事
- (2) 工事場所 鳥取市松並町二丁目

## (3) 工事内容

本件工事は、旧衛生研究所の解体工事を行うものである。

## (4) 工事の規模及び構造

## 解体工事

旧館 鉄筋コンクリート造 3階建 延べ面積 1,314㎡

新館 鉄筋コンクリート造 3階建 延べ面積 1,102㎡

## 付属舎

動物舎 コンクリートブロック造 平屋建 63㎡

廃水処理施設 鉄骨造 2階建 59㎡

電気室 コンクリートブロック造 平屋建 18㎡ほか

外構施設 フェンス、舗装、花壇、樹木ほか

(5) 工 期 平成15年11月から平成16年3月22日まで

(6) 予定価格 66,033,450円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 建築工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

(4) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、解体工事に係るものを有すること。

(5) 平成15年10月28日 (火) から同年11月6日 (木) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成15年4月1日 (火) から同年11月6日 (木) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続きを行っている者を除く。) でないこと。

(7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(8) 平成元年度以降に工事が完了している1棟の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物の解体工事 (以下「同種工事」という。) を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る

(9) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 主任技術者にあつては、建築士法 (昭和25年法律第202号) 第4条第1項の規定による一級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあつては、アを満たす者及び建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

## 3 技術資料の作成及び提出

## (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年10月28日 (火) から同年11月6日 (木) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm>) から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

## ア 交付期間及び時間

平成15年10月28日（火）から同年11月6日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時までの時間

## イ 交付場所

鳥取東町一丁目220	鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁本庁舎2階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

## (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

## イ 提出場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課建設業係（東部総合事務所内）

## ウ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、鳥取地方県土整備局指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県鳥取地方県土整備局総務課建設業係（電話番号0857-20-3594）とする。
- (2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。
- (8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(9)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(9)のアに掲げる基準を満たす主任技術者又は2の(9)のイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。

項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 調達内容

##### (1) 調達案件の名称及び数量

ア ノーツ応用研修 一式

イ ノーツWEB対応研修 一式

##### (2) 仕様

入札説明書による。

##### (3) 履行期間

契約日の翌日から平成16年3月20日まで

##### (4) 履行場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県本庁議会棟

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所

米子市糞町一丁目160 鳥取県西部総合事務所

#### 2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号(物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち役務に係るものを有すること。

(3) 平成15年10月28日(火)から同年11月14日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 過去2年間に、国又は地方公共団体が発注した1度に10名以上の受講者を対象としたパソコンソフトに関する研修業務を履行した実績を有する者であること。

#### 3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

#### 4 入札手続等

##### (1) 入札に係る問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課電子県庁担当

電話 0857-26-7615

##### (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成15年10月28日(火)午前9時から同年11月11日(火)正午までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)交付する。

##### (3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

##### (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年11月14日(金)午後2時(郵便による入札書の受領期限は、平成15年11月13日(木)午後5時)

鳥取県庁第1会議室(鳥取県庁本庁舎地下1階)

#### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければな

らない。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出物を4の(1)の場所に平成15年11月11日(火)午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 6 入札保証金及び契約保証金

免除

#### 7 その他

##### (1) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

##### (2) 契約書の要否

要

##### (3) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

##### (4) 手続における交渉の有無

無

##### (5) その他

詳細は、入札説明書による。

公募型プロポーザル方式により受注者を選定するので、次のとおり公告する。

平成15年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 業務の内容

##### (1) 業務の詳細

本件業務は、県民等がインターネット等を利用して、申請を行うための電子申請システム及び電子的に文書処理、決裁等を行うための総合文書管理・電子決裁システムを開発し、及び次のとおり納入すること。

##### ア 借入物品の名称及び数量

電子申請・総合文書管理・電子決裁システム 一式

##### イ 借入物品の仕様

企画提案書作成要領及び電子申請システム及び総合文書管理・電子決裁システム調達仕様書（以下「調達仕様書」という。）による。

##### ウ 借入期間

平成17年1月1日から平成21年12月31日まで

##### エ 納入期限

平成16年12月28日（火）

##### オ 納入場所

鳥取市東町一丁目220 財団法人鳥取県情報センター

(2) 予算額 200,000千円を上限とする。

## 2 参加資格

参加できる者は、共同企業体であって、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

### (1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名以上により自主的に結成されたものであること。

イ 共同企業体のうち1名以上は、鳥取県内に本店を有する者であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件業務の企画提案において他の共同企業体の構成員でないこと。

オ 電子申請システム及び総合文書管理システムに係る基本設計の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

### (2) 共同企業体の構成員の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成15年10月28日（火）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

ウ 平成15年10月28日（火）から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 本件業務の企画提案書の提出の日までに、平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうちリース、レンタルに係るものを有している構成員が1名以上であり、かつ、情報処理サービスに係るものを有している構成員が1名以上であること。

## 3 企画提案書の評価

### (1) 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、行政関係者等で構成する電子申請・総合文書管理・電子決裁システム構築企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）が別に定める評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により得点を算出して行う。

### (2) 最優秀提案者の選定

最優秀提案者は、(1)により算出された合計得点の最も高い者とする。

## 4 手続等

### (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課電子県庁担当（鳥取県庁本庁舎4階）

電話 0857 - 26 - 7614

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

### (2) 説明書等の交付

#### ア 交付期間

平成15年10月28日（火）から同年11月11日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### イ 交付場所

(1)に同じ。

### (3) 企画提案書の提出

#### ア 提出方法

調達仕様書に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

平成15年12月1日(月)午後5時まで

(4) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、調達仕様書に基づき、質問書を作成し、電子メールを利用して鳥取県総務部行政経営推進課電子県庁担当に提出すること。

イ 提出期間

平成15年10月28日(火)から同年11月14日(金)まで

5 契約の締結

最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、評価委員会による審査の結果、その提出した企画提案書が優れていると認められた順に、その提出者と順次契約の交渉を行う。

6 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

4の(1)に同じ。

(3) 詳細は、調達仕様書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products :

1set of System for electronic Application, electronic Document Management and electronic workflow System

(2) December 1, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) For further inquiries please contact:

New Public Management Division

Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan

TEL : 0857 - 26 - 7614

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年10月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 県営南大山2期地区農免農道(2号橋上部工)工事

(2) 工事場所 日野郡江府町吉原

(3) 工事内容

本件工事は、日野郡江府町吉原地内の農免農道の2号橋(仮称)の上部工の製作及び架設を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

鋼橋製作架設 一式

形 式 2径間連続非合成<sup>はんげた</sup>鋼桁

橋 長 L = 57.1m

鋼 重 W = 110.2 t

- (5) 工 期 平成15年11月から平成16年3月25日まで  
(6) 予定価格 84,640,500円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

## 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。  
(2) 鋼構造物工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。  
(3) 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) に基づく入札参加資格のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。  
(4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査 (審査基準日が平成13年10月1日から平成14年9月30日 (合併、分割又は営業の譲渡の期日等を審査基準日とした経営事項審査にあつては、平成15年8月6日) までの間にあるものに限る。) の結果における鋼橋上部工事の総合評点が、1,000点以上であること。  
(5) 平成15年10月28日 (火) から同年11月11日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。  
(6) 平成15年4月1日 (火) から同年11月11日 (火) までの間のいずれの日においても、会社更生法 (平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の申立てが行われた者 (入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。) でないこと。  
(7) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している鋼橋の上部工の桁<sup>けた</sup>製作から架設までの一連の工事 (以下「同種工事」という。) を受注し、かつ、下請業者の施工によらずに自ら施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。  
(8) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 主任技術者にあつては、次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 平成6年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者等 (以下「技術者等」という。) として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

イ 監理技術者にあつては、ア及び次に掲げる基準を満たす者であること。

(ア) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の技術検定に合格した者であること。

(イ) 鋼構造物工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

## 3 技術資料の作成及び提出

### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年10月24日 (金) から同年11月11日 (火) までの間にインターネットのホームページ (<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm> / [nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm](http://nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm)) から入手するものとする。ただし、これにより難い者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成15年10月28日 (火) から同年11月11日 (火) までの日 (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律178号) に規定する休日を除く。) の午前9時から午後4時まで

## イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県中部総合事務所県土整備局建設総務課
米子市鞆町一丁目160	鳥取県西部総合事務所県土整備局建設総務課
日野郡日野町根雨140-1	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

## (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

## ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

## イ 提出場所

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課建設業係

## ウ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課建設業係（電話番号0859-72-2023）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とする。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、2の(8)のイの(ア)に掲げる基準を満たす主任技術者又は2の(8)のイの(ア)及び(イ)に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置することを求める。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年10月28日

h

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

## (1) 件名及び数量

鳥取空港除雪業務 一式

## (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

## (3) 履行期間

平成15年12月1日から平成16年3月29日まで

## (4) 履行場所

鳥取市湖山町西四丁目110 - 5 (鳥取空港内)

## (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

## (1) 県内に本店を有する者であること。

## (2) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (3) 平成15年鳥取県告示第76号(物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成15年10月31日(金)午後5時までに鳥取県出納局出納課用度係に提出すること。

## (4) 平成10年度以降に国又は地方公共団体が発注した除雪業務を履行した実績を有する者であること。

## (5) 本業務の履行期間中、次に掲げる職員を確保できる者であること。

ア 機械により除雪を行う大型免許を有する運転手14名及び大型特殊免許を有する運転手2名並びに人力により除雪を行う作業員5名。ただし、機械により除雪を行う運転手のうち8名は、発注者の要請後1時間以内に機械による除雪に係る初動の体制をとることができるものであること。

イ 平成10年度以降に国又は地方公共団体が発注した除雪業務の実務の指導又は指揮の実績がある常駐できる除雪指導員

## (6) 平成15年10月28日(火)から同年11月27日(木)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県県土整備部空港港湾課

## 4 入札手続等

## (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部空港港湾課空港係

電話 0857 - 26 - 7586

## (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成15年10月28日から同年11月12日までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律

(昭和23年法律178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成15年10月31日(金)午後1時30分

鳥取県鳥取空港管理事務所会議室(鳥取市湖山町西四丁目110-5鳥取空港内)

(4) 郵便による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年11月27日(木)午後1時30分

鳥取県庁第2会議室(鳥取県庁本庁舎地階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年11月12日(水)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Snow removal work Tottori Airport

(2) Time - limit for submission of documents for qualification confirmation : October 31, 2003 5 : 00 PM

(3) November 25, 2003 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders

(4) Contact Point for the notice : Airport and port management Division prefectural Land Development  
Department Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan  
TEL : 0857 - 26 - 7586